**居宅介護支援事業所　特定事業所集中減算の取扱いについて**

**●判定対象サービス**

「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の４サービス

**●判定方法**

別紙様式及び記入例等を参考にされ、指定居宅介護支援事業所ごとに判定対象サービスを位置付けた居宅サービス計画件数をカウントし、各サービス別において、それぞれ最も紹介件数が多かった法人を特定し、当該法人の事業所を位置付けた件数が占める割合を計算してください。

紹介率最高法人の占める割合が、いずれかのサービス１つでも８０％を超えた場合、翌半期の全ての居宅介護支援費が減算となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 判定期間 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日～８月末日 | １０月１日～３月末日 |
| 後期 | ９月１日～２月末日 | ４月１日～９月末日 |

※対象の居宅サービス計画は給付管理に至ったものに限り、また、月遅れ請求は給付管理月でカウントします。

※同一法人の２つの訪問介護事業所を同月に位置付けした場合、いずれも同一法人ということで１件のカウントとなります。

※異なる法人の２つの訪問介護事業所を同月に位置付けした場合、それぞれの法人で１件ずつカウントします。紹介率最高法人は、各月の最高法人ではなく、判定期間中の全ての件数により最高法人を特定します。

※「通所介護」と「地域密着型通所介護」については、それぞれについて計算するのではなく、両サービスを同一のサービス種別として計算することとしています。（介護保険最新情報Ｖｏｌ.５５３及び６２９）

**●判定期間と減算適用期間**

全ての居宅介護支援事業所は別紙の様式により書類を作成し判定結果を保存する必要があり、自らの介護報酬請求が正当であることを示す根拠として、当該判定にかかる減算適用期間終了後から５年間の保存が必要と定められています。（実地指導などで確認する場合があります。）

また、減算適用の有無に関わらず、正当理由適用前の件数で、いずれかのサービスが１つでも８０％を超えている場合は、原則当該書類を判定期間満了後の翌１５日までに市へ提出する必要があります。ただし、判定期間中の給付管理件数が月平均２０件以下の小規模な事業所である場合または、８０％を超過したサービスを位置付けて給付管理している件数が月平均１０件以下の場合は、８０％を超えていないものと同等に取り扱うこととします。（下記の「正当な理由として認められる内容」一覧表参照）この場合は、市へ提出する必要はありません。

**●８０％を超えるサービスがあった場合の提出書類について**

別紙様式である「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記載のうえ提出してください。また、すでに提出済である「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」についても変更が生じる場合はあわせて提出してください。

なお、下記の「正当な理由として認められる内容」一覧表のパターンⅤとⅥに該当する場合（算定控除されたい事例）は、別紙様式以外にも理由がわかる根拠書類をあわせて提出してください。

**●減算の趣旨を踏まえた正当な理由として認められる内容**

国による介護報酬の解釈通知（老企第３６号）に例示を踏まえ、正当な理由の範囲は下記のとおりといたしますので、居宅介護支援事業所におかれましては介護保険法の原則並びに当該減算の趣旨をご理解いただき、一層のケアマネジメントの実施に努めていただきますようお願いいたします。

**【「正当な理由として認められる内容」一覧表】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| パターン | 正当な理由として認められる内容 | 取扱い |
| Ⅰ | 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が各サービスごとでみた場合に、５事業所未満である場合 | ８０％超容認 |
| Ⅱ | 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 | ８０％超容認 |
| Ⅲ | 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合 | ８０％超容認 |
| Ⅳ | 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画数が1月当たり平均１０件以下である場合 | ８０％超容認 |
| Ⅴ | 市町村（地域包括支援センターを含む。）等から高齢者虐待等の困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合 | 対象件数控除 |
| Ⅵ | その他、客観的な根拠に基づき、当該事業所を選択せざるを得なかった正当な理由があると市が認めた場合 | 対象件数控除 |

（※Ⅴ、Ⅵについては行政機関からの依頼等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されている場合に限り、当該サービス件数から控除できるが、状態の変化に応じて適宜ケアプランの見直しが行われていること。また、その写しを報告書に添付して提出すること。）